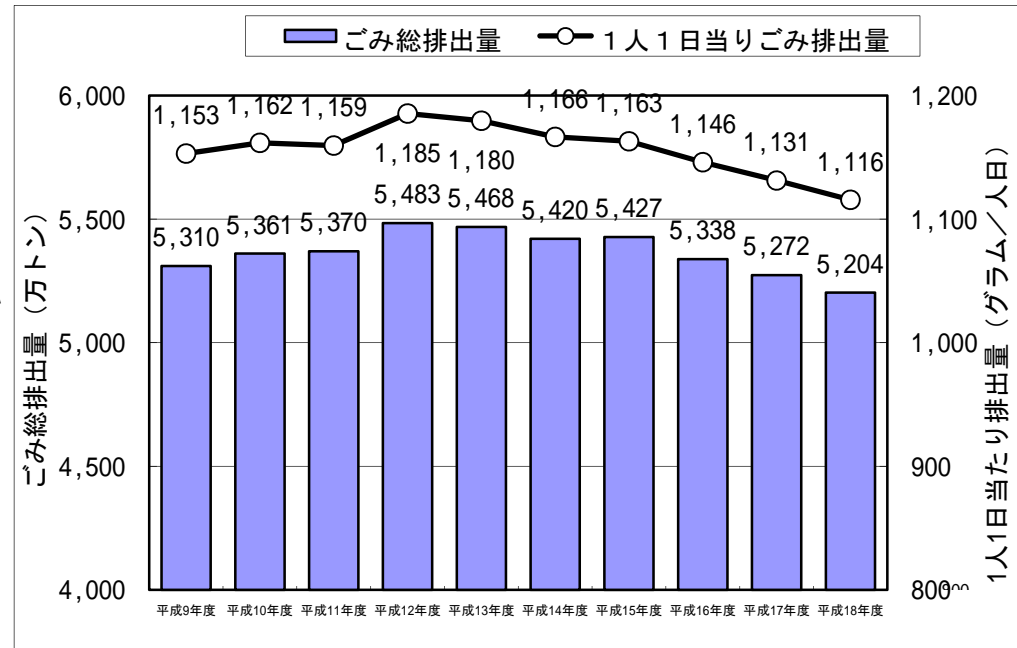


廃棄物の排出量の推移

▶ 一般廃棄物の排出量は5,204万t (平成18年度)

排出量は平成12年度以降断続的に減少し、基本方針の平成9年度5,310万tを2年連続で下まわった。

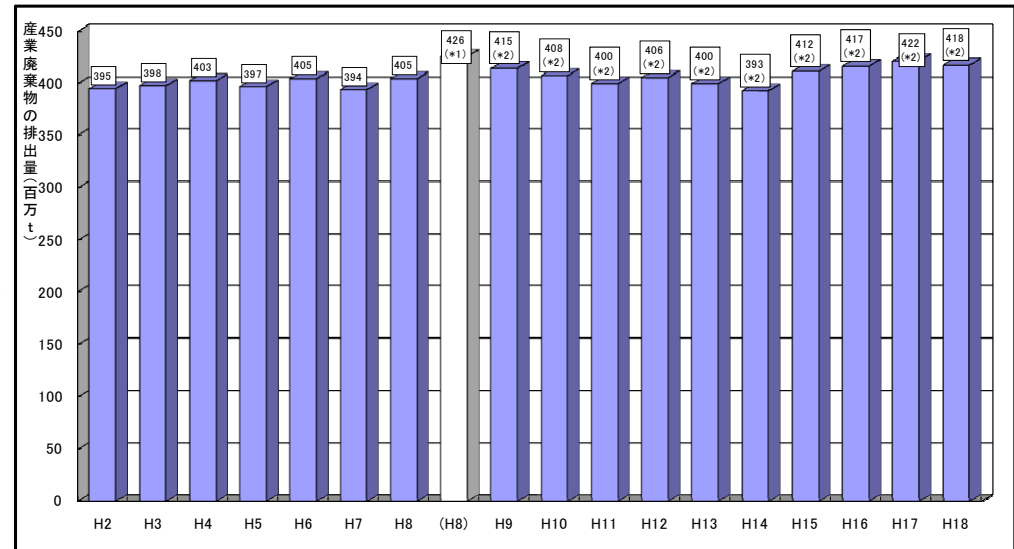


▶ 産業廃棄物の排出量は418百万t (平成18年度)

排出量は一般廃棄物と同様に平成2年度までは急激に増加。平成2年度以降は4億t前後で大きな変化はなく、バブル経済の崩壊後はほぼ横ばい。

1: ダイオキシン対策基本方針に基づき、政府が平成22年度を目標として設定した「廃棄物の減量化の目標量」における平成8年度の排出量を表す

2: 平成9年度以降は 1と同様の算出条件で算出

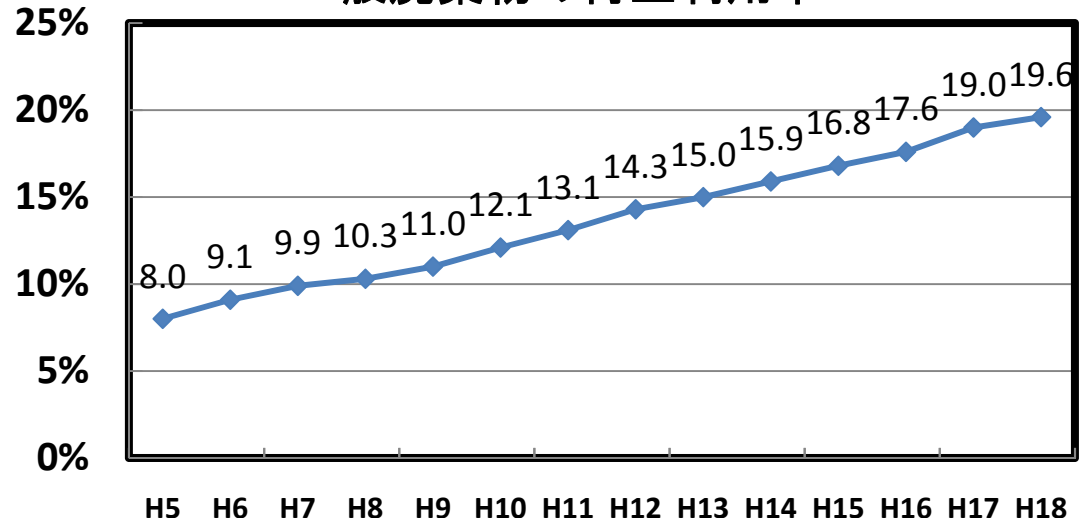


廃棄物の再生利用率の推移

▶ 一般廃棄物の再生利用率は
19.6%（平成18年度）

一般廃棄物の再生利用率は着実に上昇しており、平成18年度には20%に迫っている。

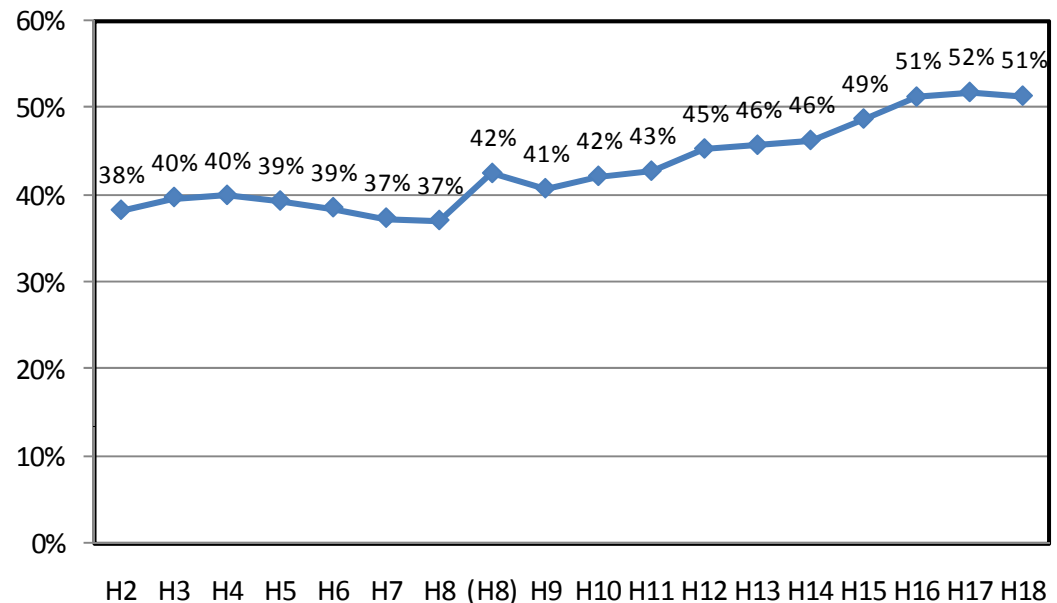
一般廃棄物の再生利用率



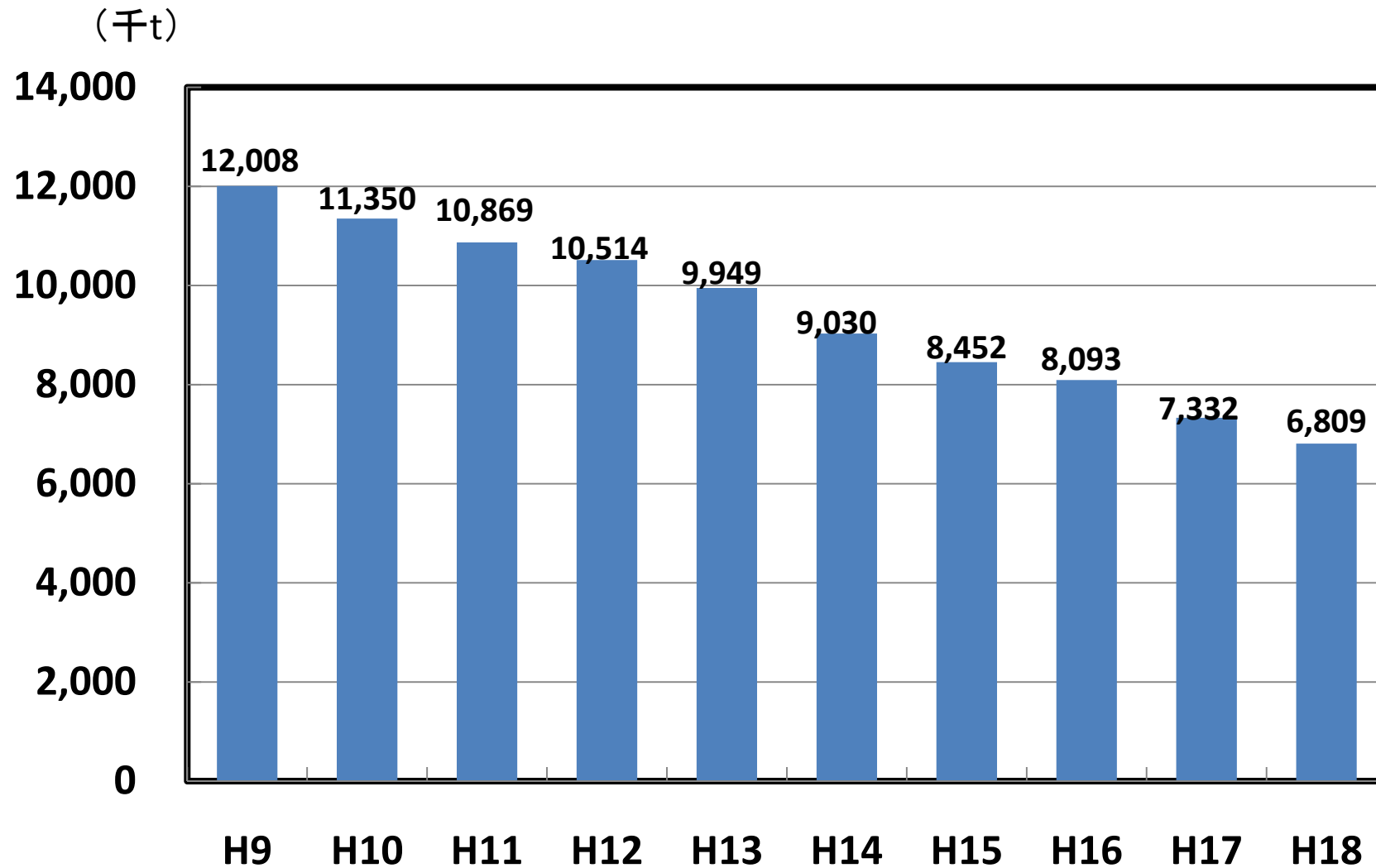
▶ 産業廃棄物の再生利用率は
51.4%（平成18年度）

産業廃棄物の再生利用率は着実に上昇しており、平成16年度には50%を超えている。

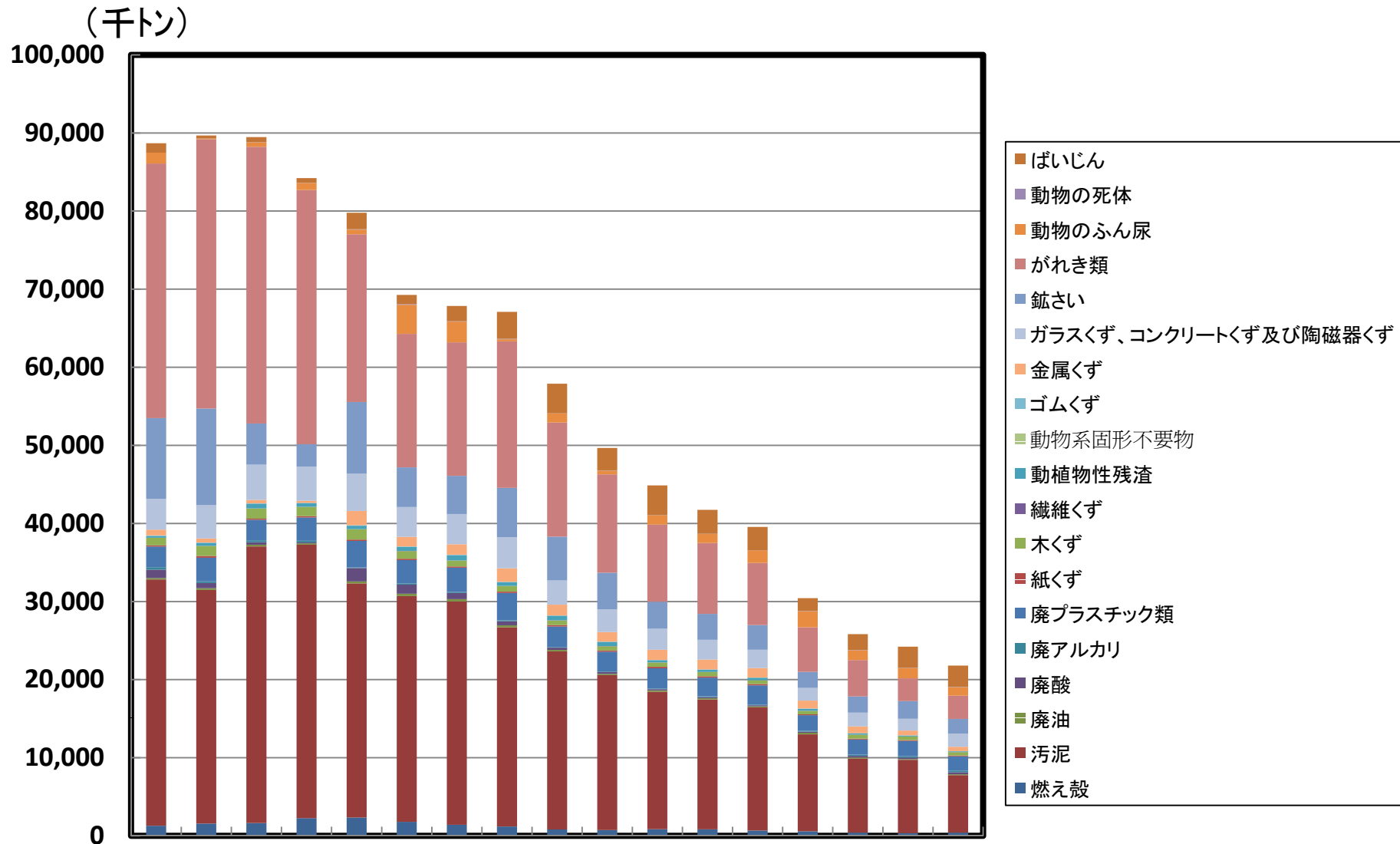
産業廃棄物の再生利用率



一般廃棄物の最終処分量の推移



産業廃棄物の最終処分量の推移



H2 H3 H4 H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18

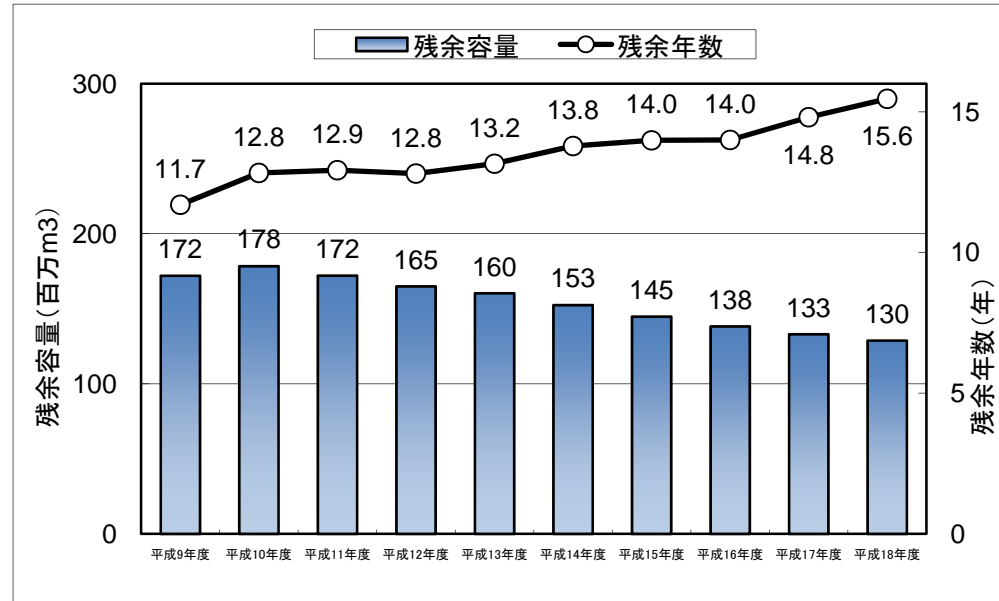
分類については、発生時点の廃棄物の種類で行っている。

(例 廃プラスチック類の焼却に伴い生じる燃え殻の埋立について、廃プラスチック類として計上)

廃棄物最終処分場のひっ迫

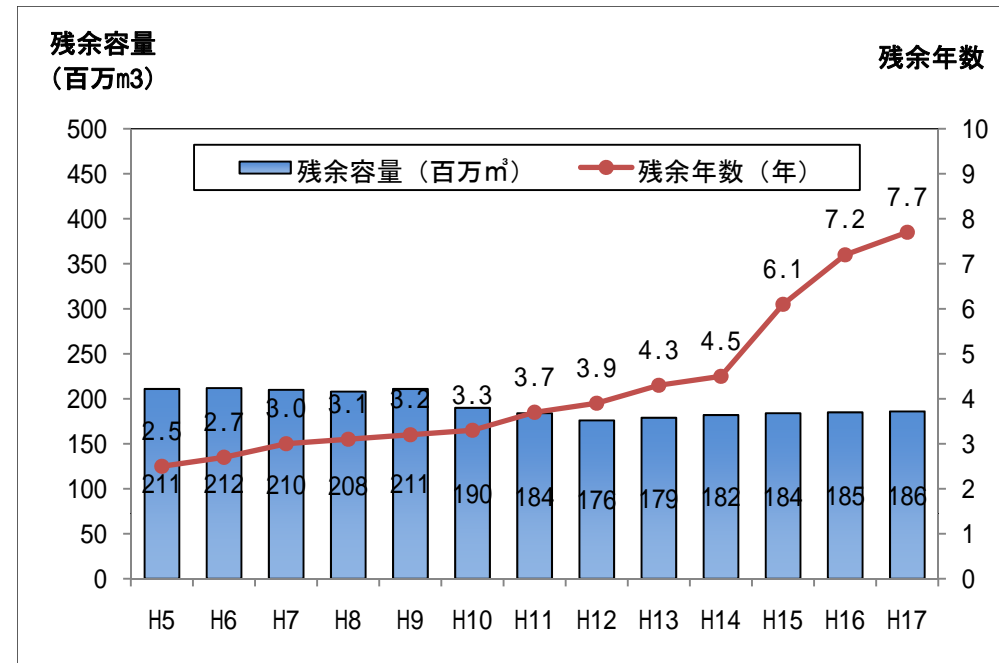
▶ 一般廃棄物の残余年数は15.6年分
(首都圏は17.0年分)(平成18年度)

公共の最終処分場を確保できていない市町村が343

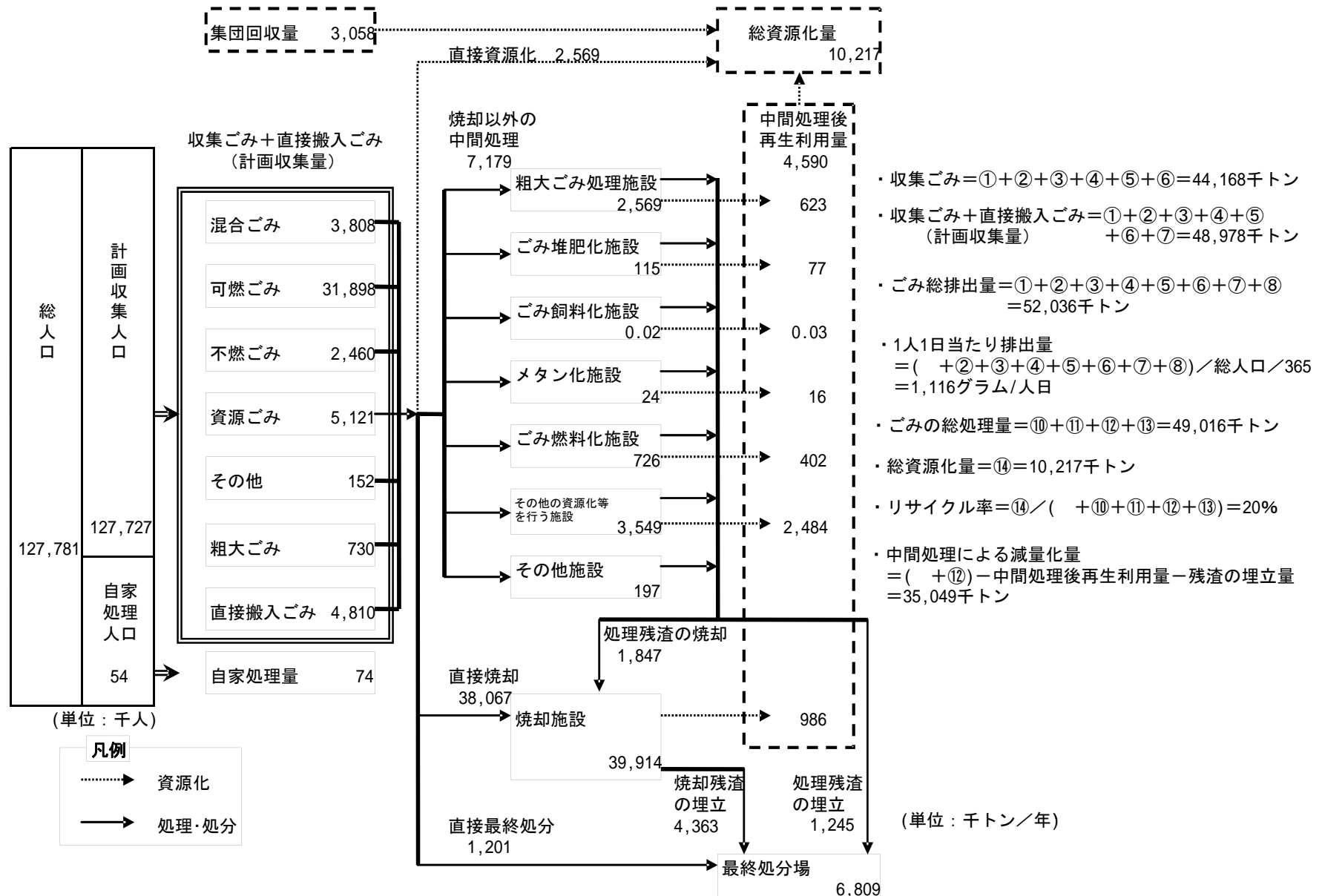


▶ 産業廃棄物の残余年数は7.7年分
(首都圏は3.4年分)(平成17年度)

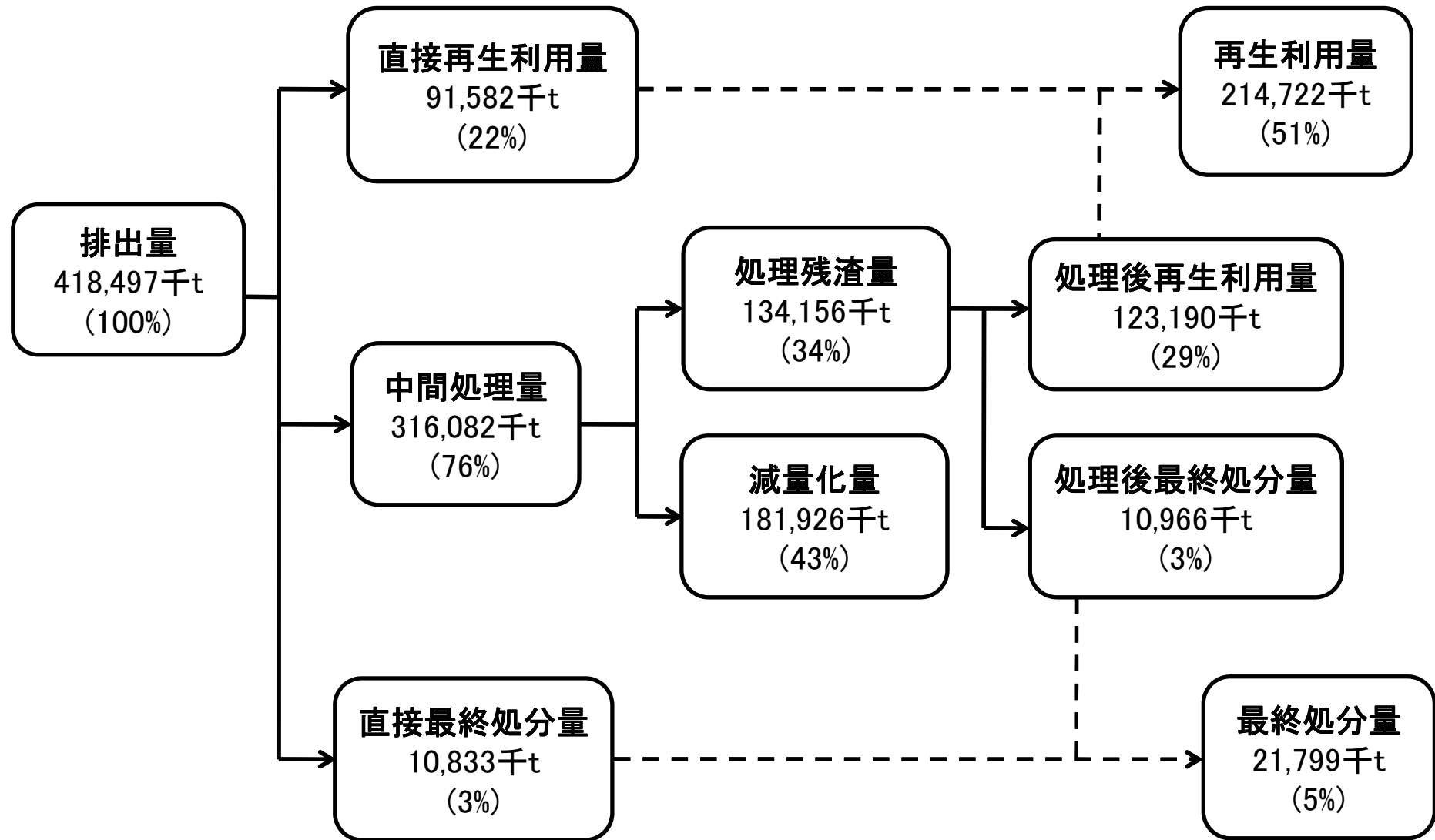
最終処分場の新規設置数は、平成10年度の136施設から、平成16年度は38施設、平成17年度は32施設(ともに許可件数)と激減



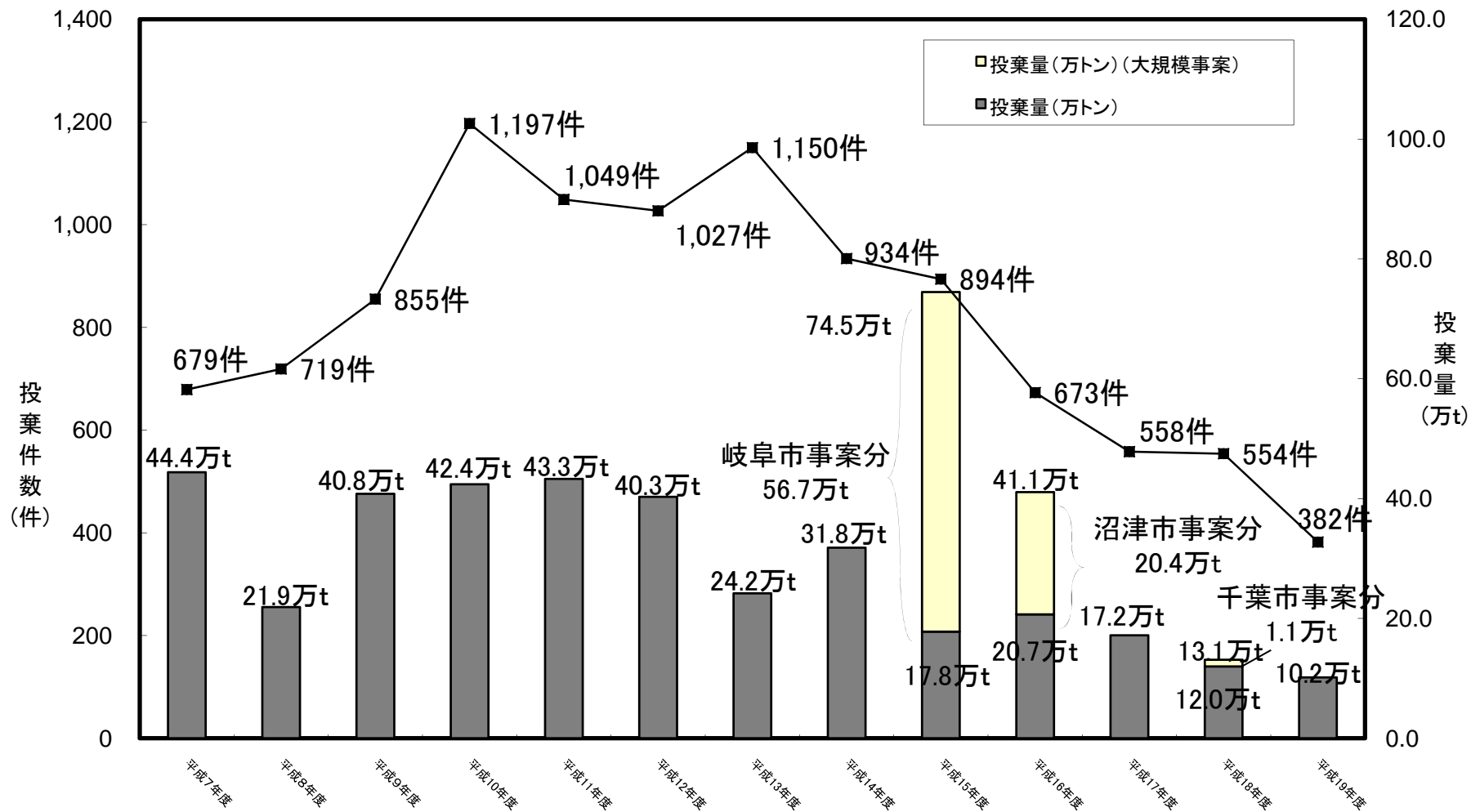
一般廃棄物の処理フロー（平成18年度）



産業廃棄物の処理フロー（平成18年度）



不法投棄件数及び投棄量の推移（新規発覚事案）



注1 投棄件数及び投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて）を集計対象とした。

2 上記グラフの通り、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に発覚したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模事案として発覚した。

3 平成18年度の千葉県事案については、平成10年に発覚していたが、その際環境省への報告がされていなかったもの。

4 硫酸ピッチ事案及びフェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。

なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万トンが販売・使用されたが、その後、これが不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県45カ所において確認され、そのうち38カ所で撤去が完了している（平成20年9月時点）。

平成19年度不法投棄（新規発覚分） 種類内訳

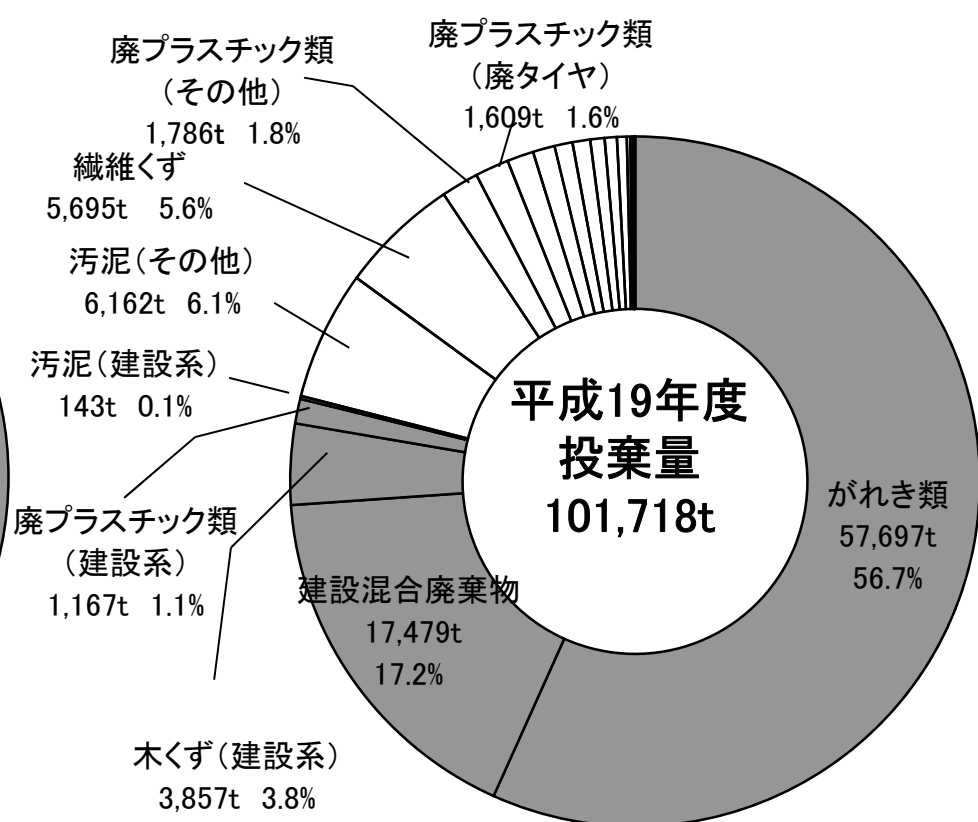
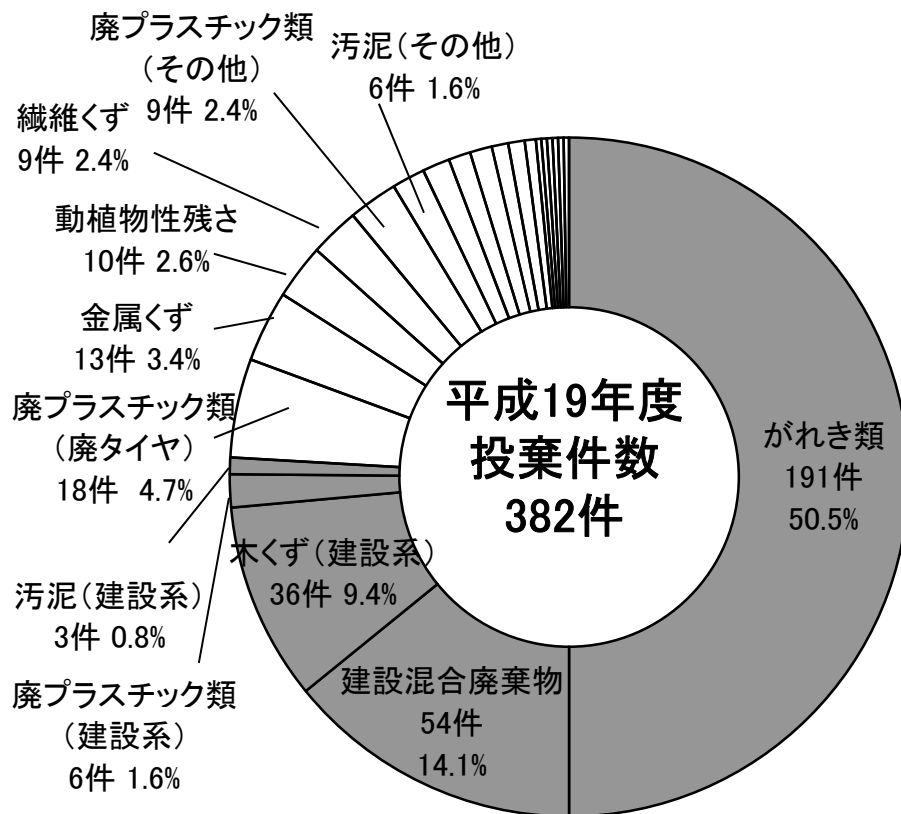
投棄件数・投棄量ともに建設廃棄物が多く、全体の約8割を占めている。

建設以外廃棄物計
92件 24.1%

建設廃棄物計
290件 75.9%

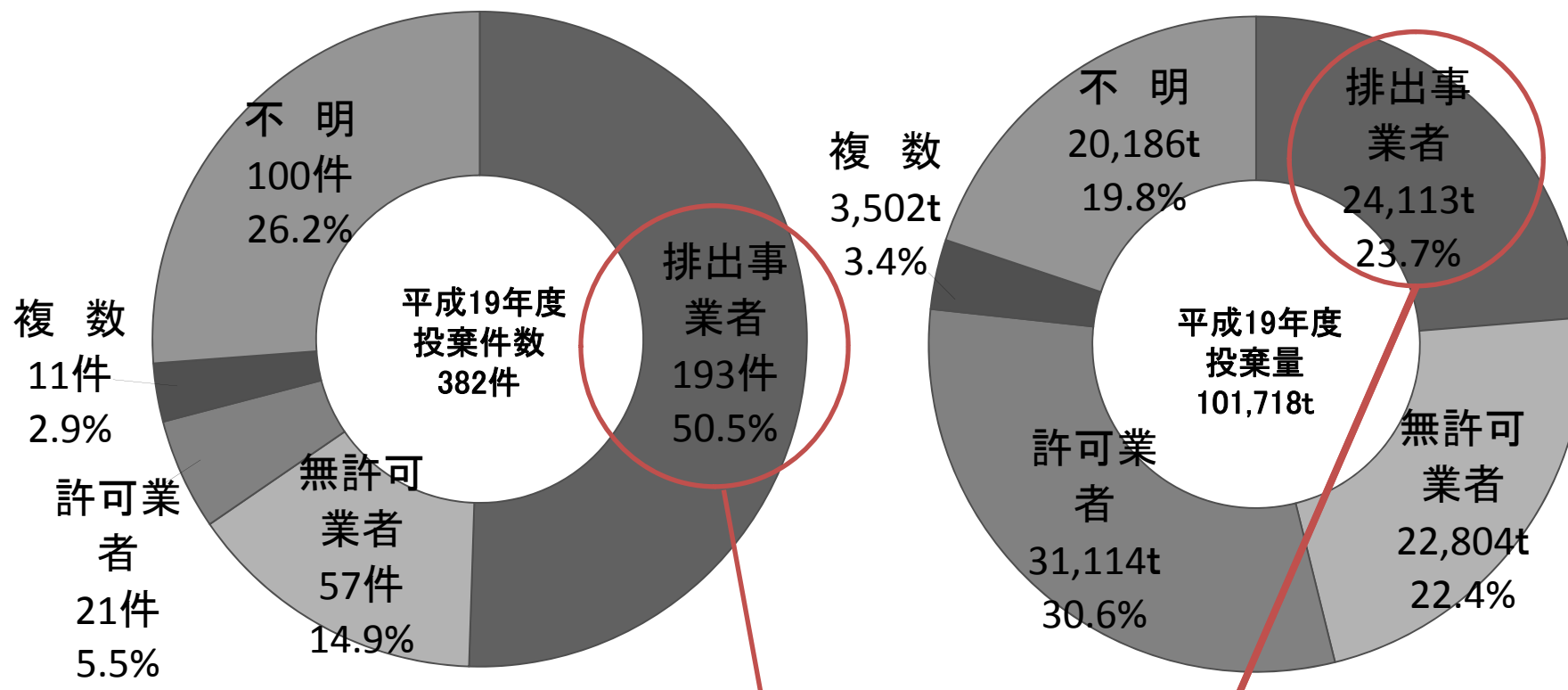
建設以外廃棄物計
21,375t 21.0%

建設廃棄物計
80,343t 79.0%



平成19年度不法投棄（新規発覚分） 実行者内訳

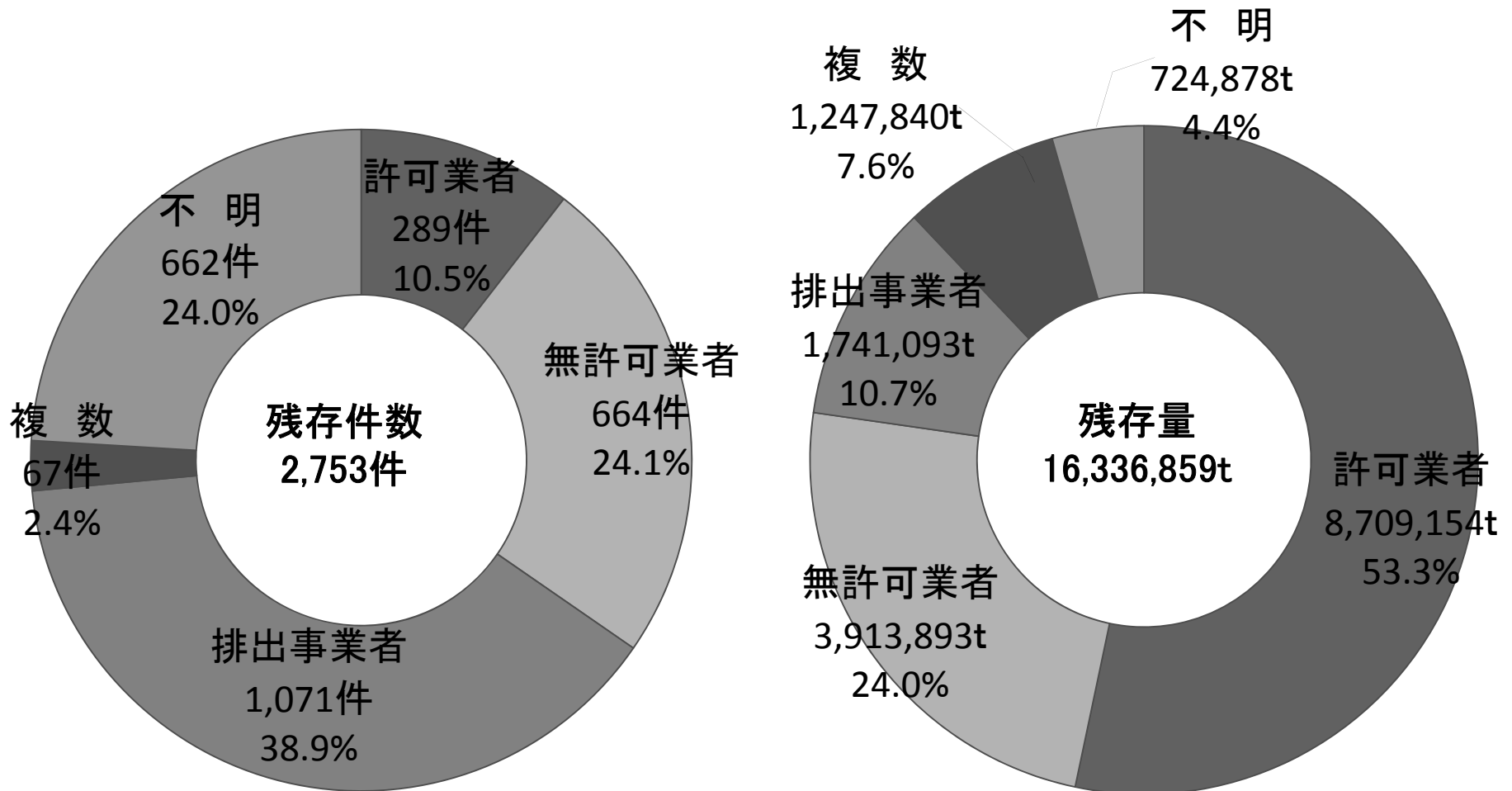
排出事業者が不法投棄実行者である場合が、
投棄件数では約51%と最も多く、投棄量では約24%となっている。



「排出事業者」のうち、141件(73.1%)、13,161t(54.6%)が建設系

平成19年度末時点 不法投棄残存事案

残存事案のうち、排出事業者が不法投棄実行者である場合が、
投棄件数では約40%と最も多く、投棄量では約10%となっている。



平成19年度末時点 不法投棄残存事案

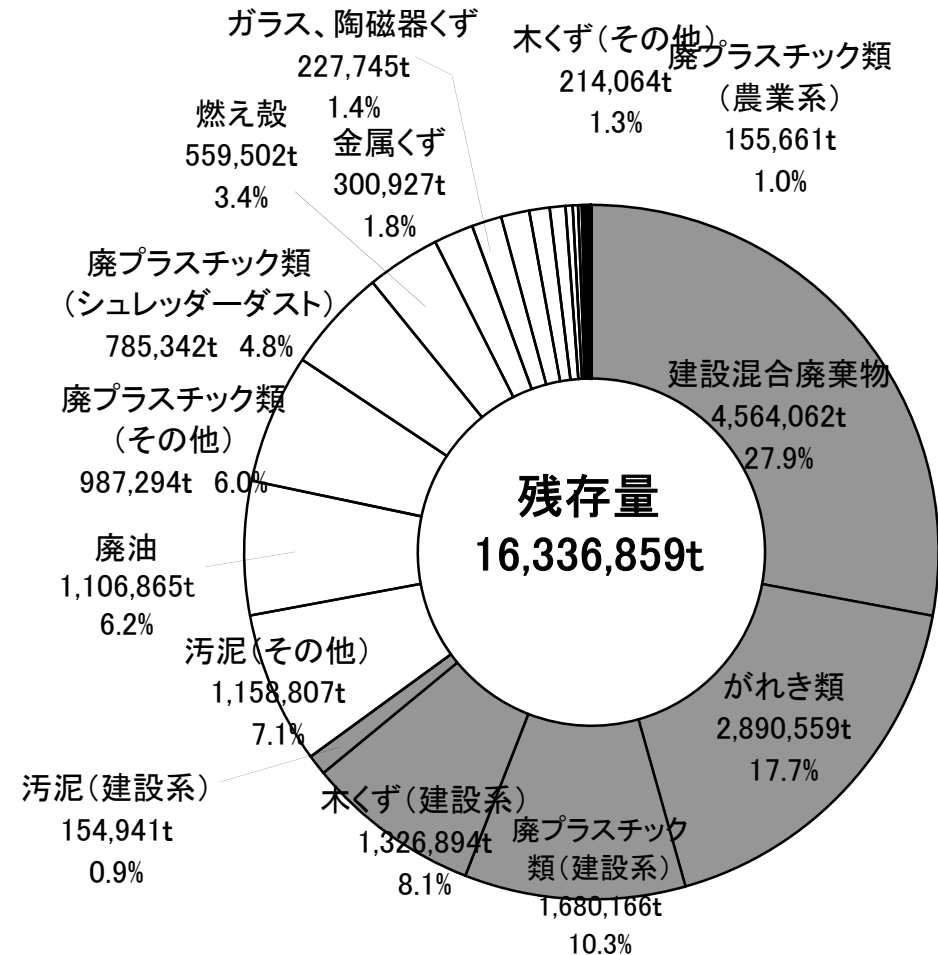
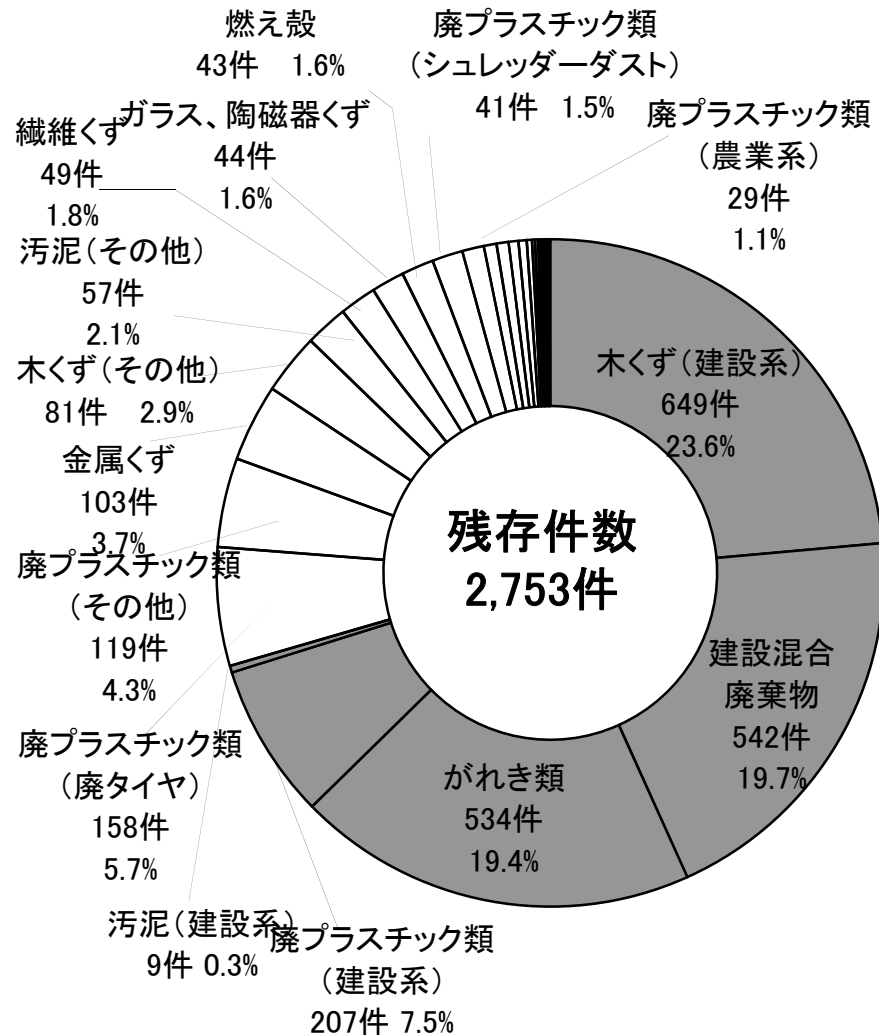
残存事案のうち、投棄件数・投棄量ともに建設廃棄物が多く、全体の約7割を占めている。

非建設系廃棄物計
812件 29.5%

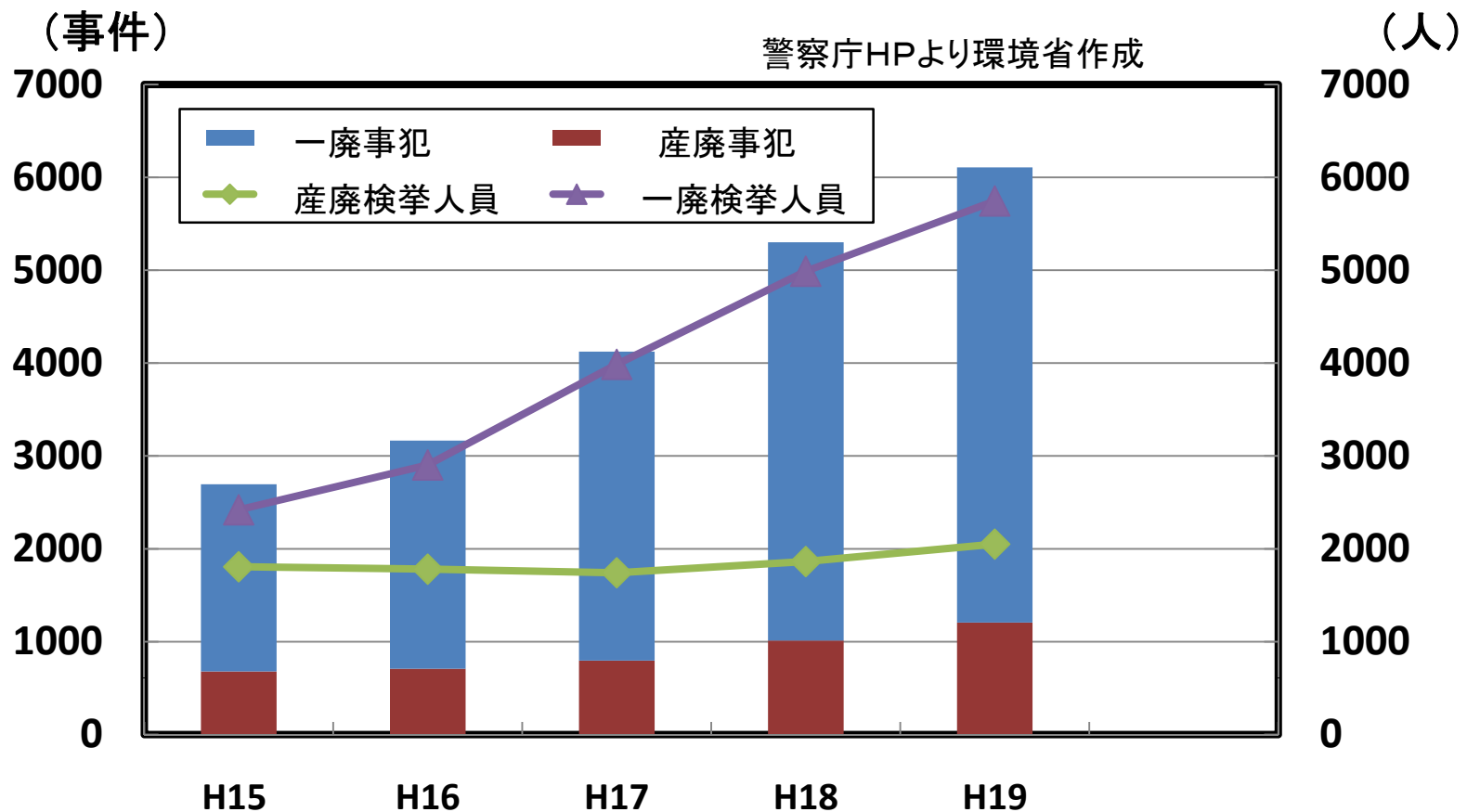
建設系廃棄物計
1,941件 70.5%

非建設系廃棄物計
5,720,237t 35.0%

建設系廃棄物計
10,616,622t 65.0%



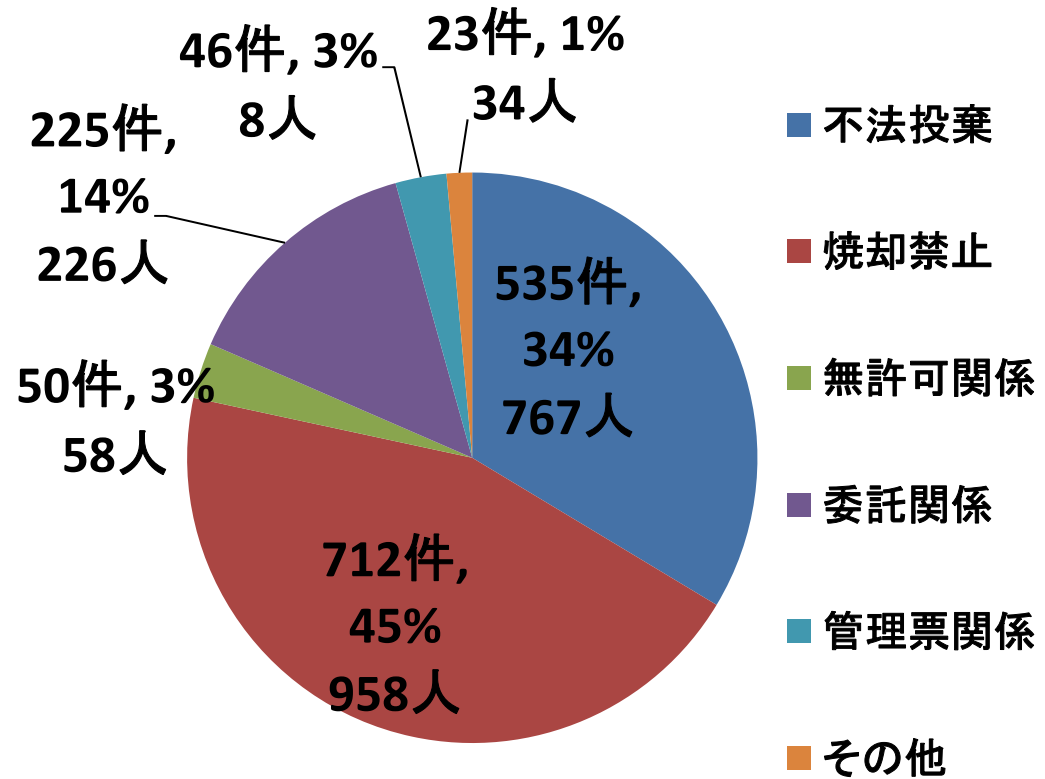
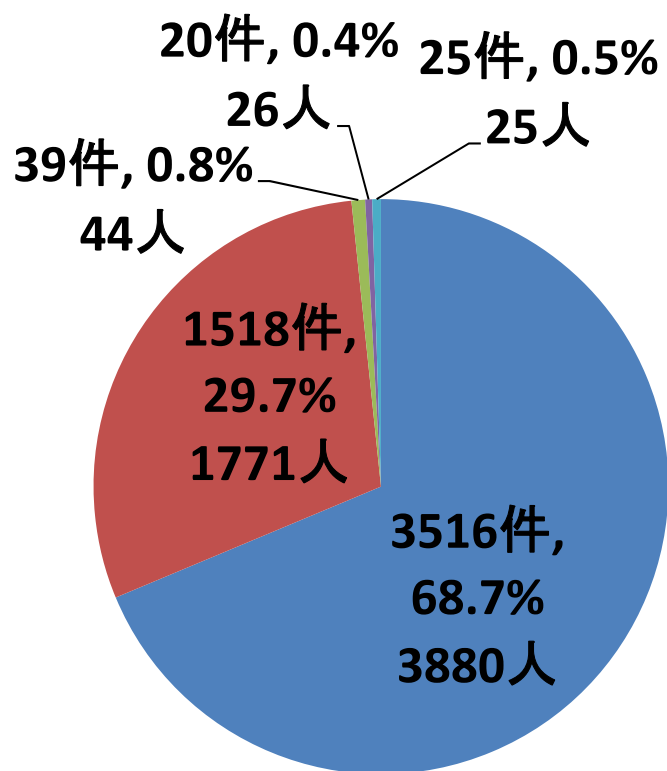
平成19年 廃棄物事犯の検挙事件数



1. 不法投棄事犯等を中心とした廃棄物事犯に対する取締りを強化する「環境犯罪対策推進計画」(平成11年 警察庁)が策定され、本計画に基づく現地レベルでの取組が次第に強化されてきている。
2. 平成12年の廃棄物処理法改正により、不法投棄について一般廃棄物と産業廃棄物の罰則上の区分が無くなり、法の適用が容易となった。

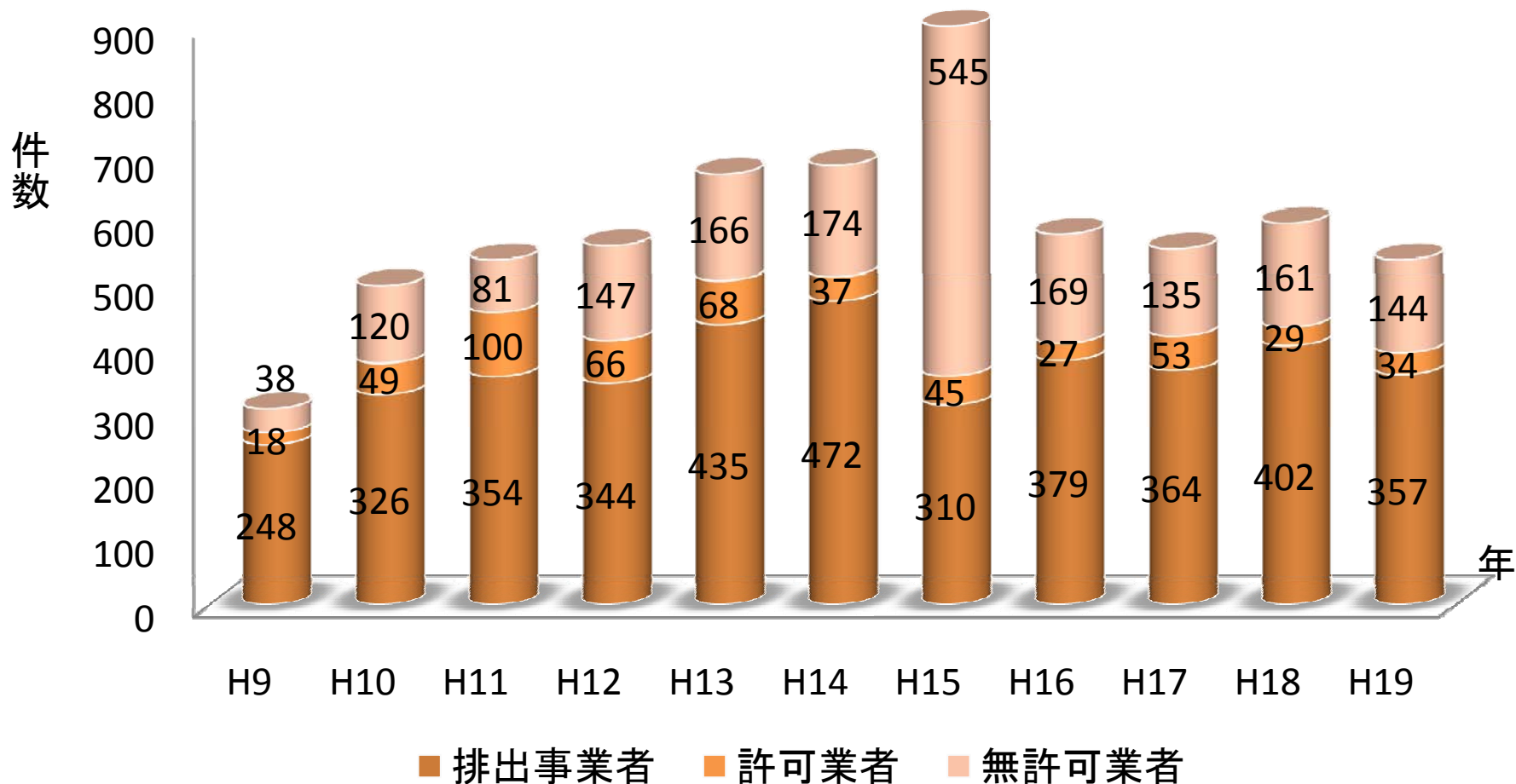
平成19年 検挙件数の内訳

<p>一般廃棄物 合計： 5118件、5746人</p>	<p>産業廃棄物 合計： 1591件、2051人</p>
----------------------------------	----------------------------------

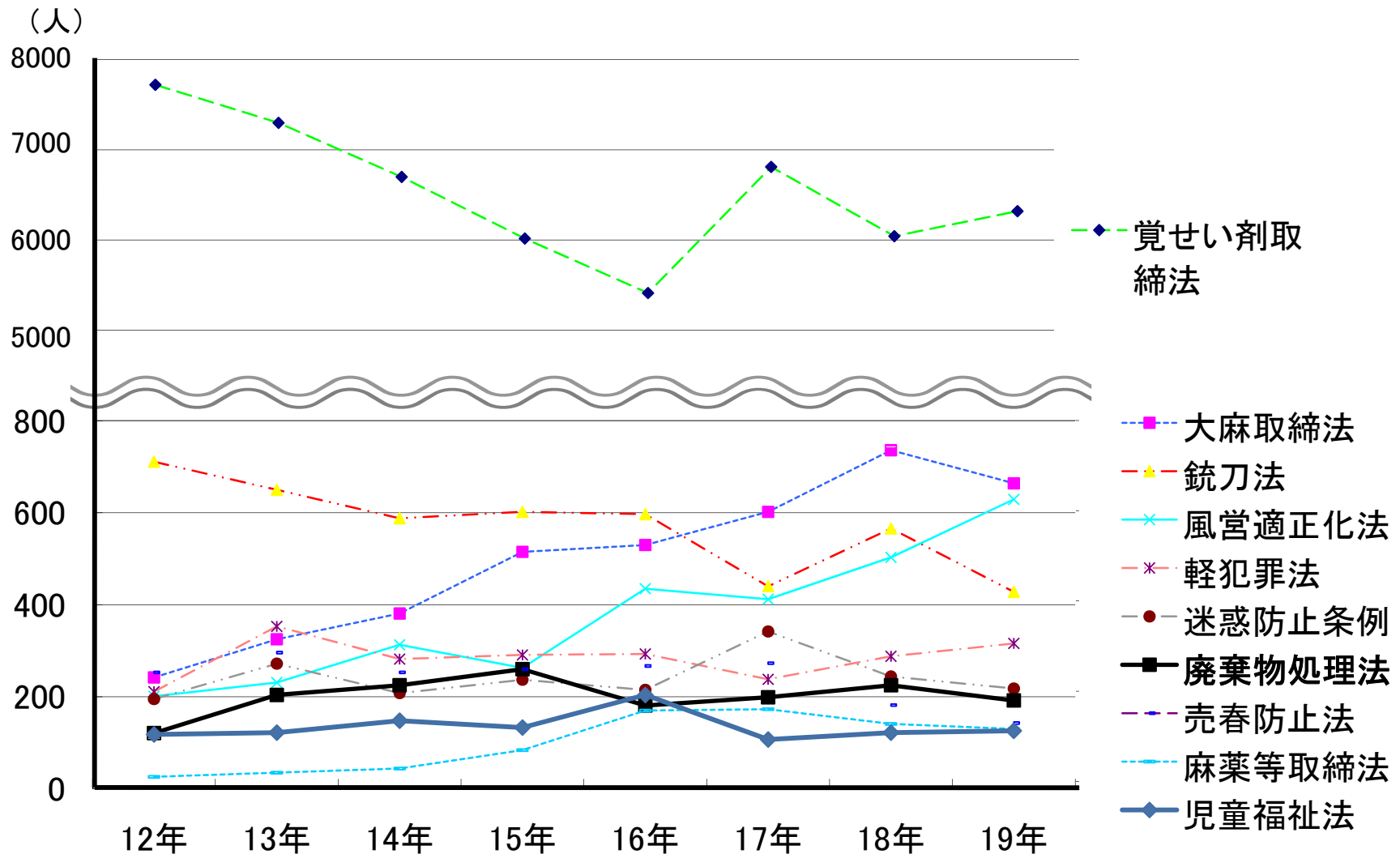


産業廃棄物事犯の不法投棄検挙件数 実行者ごとの件数

実行者が排出事業者である割合は、平成9年度から平成19年度における平均値として、約65%となっている。



暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙人員の比較



出典：平成19年暴力団情勢(平成20年4月 警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課、同部企画分析課)

暴力団等反社会的勢力の関与の状況について

廃棄物の不適正処理に関与している事例

(出典:「平成20年度暴力団の不当要求等介入事例実態調査事業報告書」
(環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課))

産業廃棄物処分料をコストダウンさせるために、無許可業者へ搬入しており、裏で反社会的勢力が関与していると聞いている。最終処分地の利権をめぐる抗争に暴力団等が関与していると聞いている。

ある管理型最終処分場では、正門からは廃棄物を正規に受け入れ、裏門からは暴力団関係会社が土砂運搬と称して残土処分場へ搬出しており、この処分場はいつまでも埋まらないこととなっている。

暴力団等反社会的勢力、政治家の同族会社から、産業廃棄物の収集運搬・処分をさせてほしいと要求された会社がある。日常的に工事現場や工事現場事務所に来るらしい。

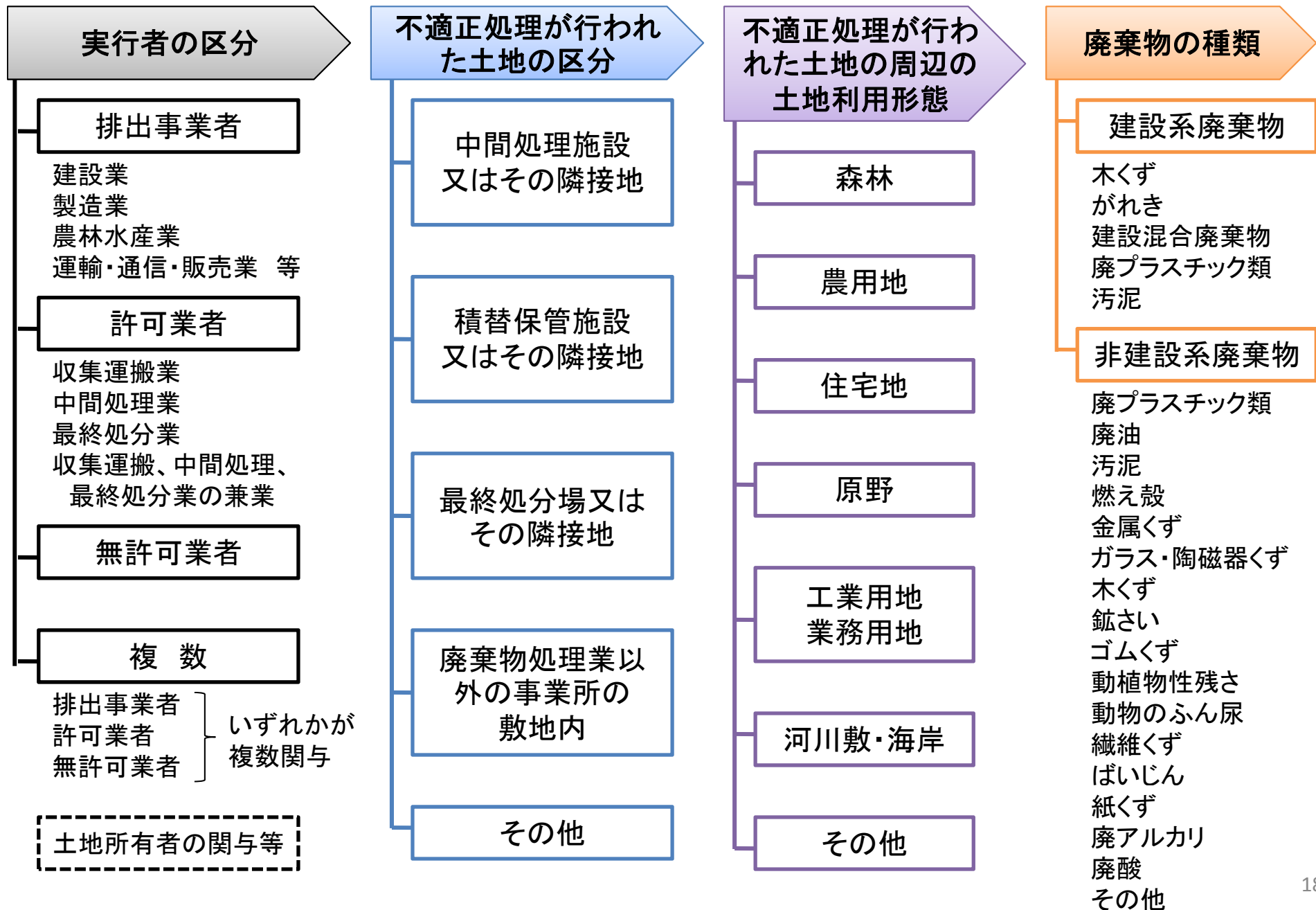
管理型最終処分場、安定型最終処分場等の場合には、設置許可後、計画者の資金ショートによりその権利が売買されることが多く、この場合はほぼ100%近く暴力団等が関与する。

暴力団を排除した事例

(出典:「平成19年の暴力団情勢」
(警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課、企画分析課))

暴力団組長が、同人の妻が代表を務める産業廃棄物収集運搬業者の事業を支配していた事実が明らかになったことから、同業者の業許可を取り消した。

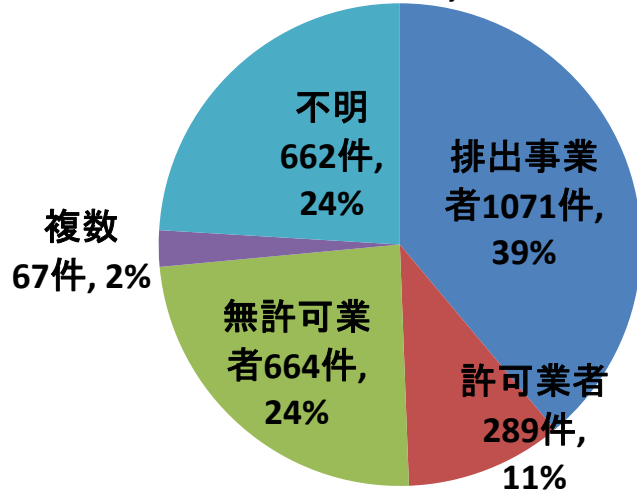
不法投棄等不適正処理の類型



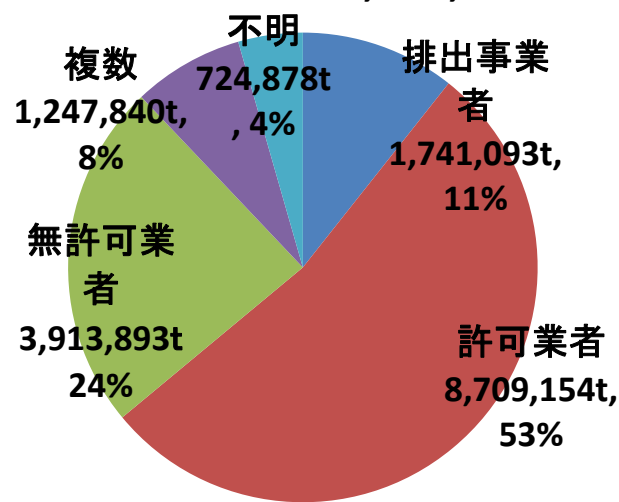
視点1

実行者の区分 (平成19年度末までの残存事案)

残存件数 計:2,753件



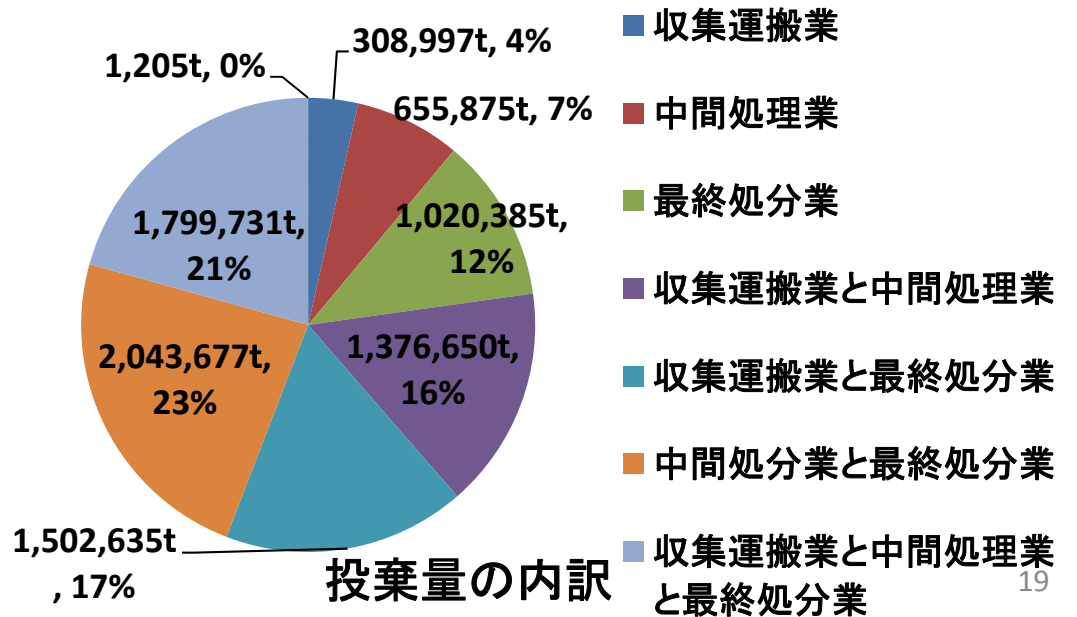
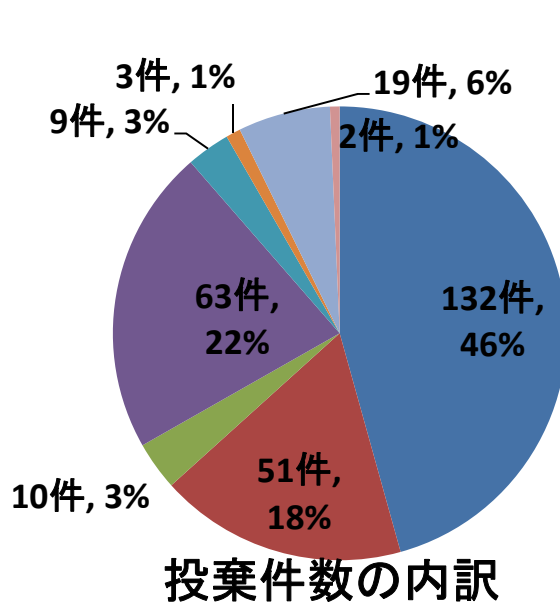
残存量 計: 16,336,859t



視点1-1

実行者のうち、許可業者の許可の種類

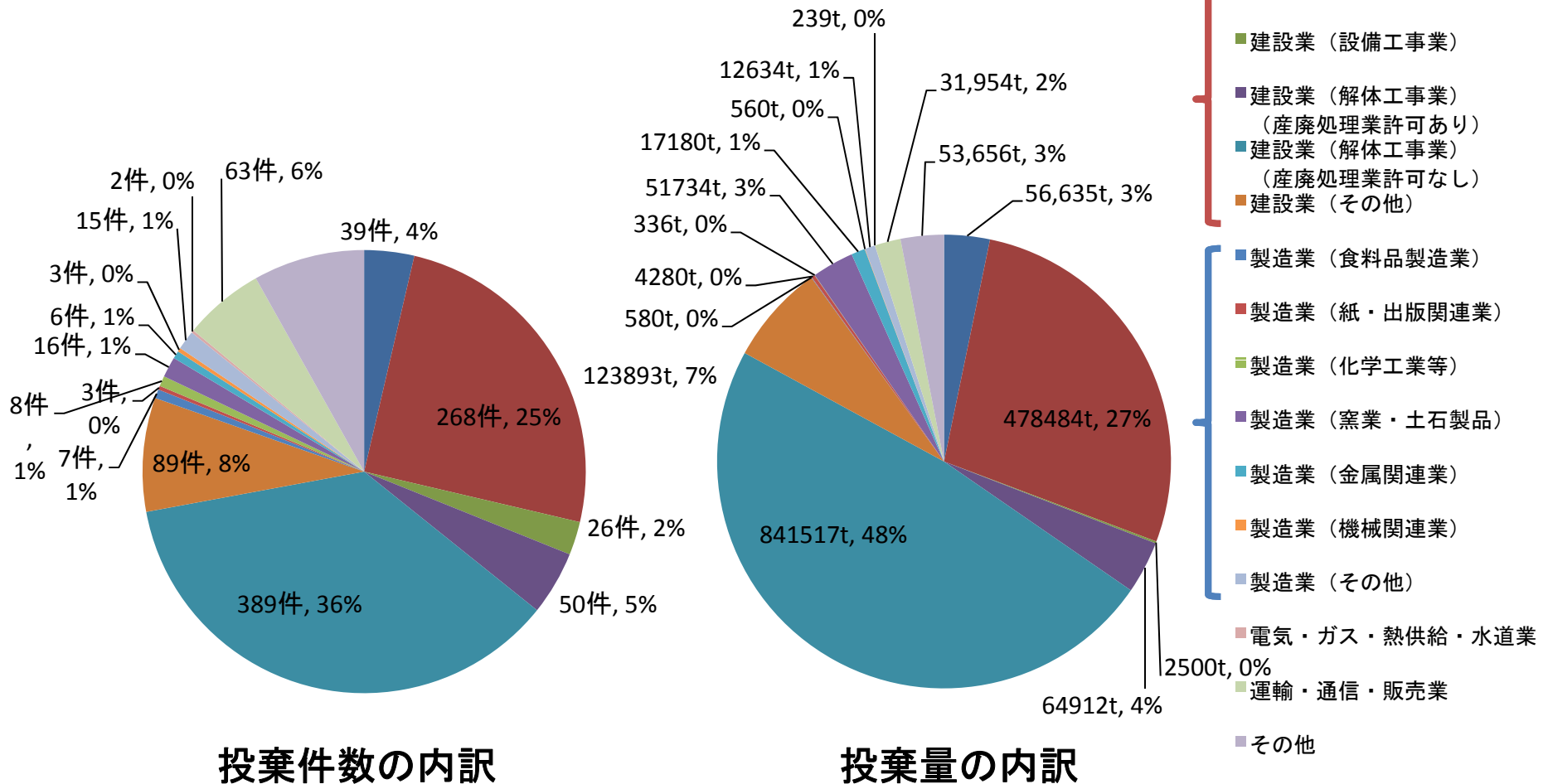
許可業者による不法投棄事案のうち、223件(78%)、4,988,013t(58%) は収集運搬業者が関与



視点1-2

実行者のうち、排出事業者の事業の種類

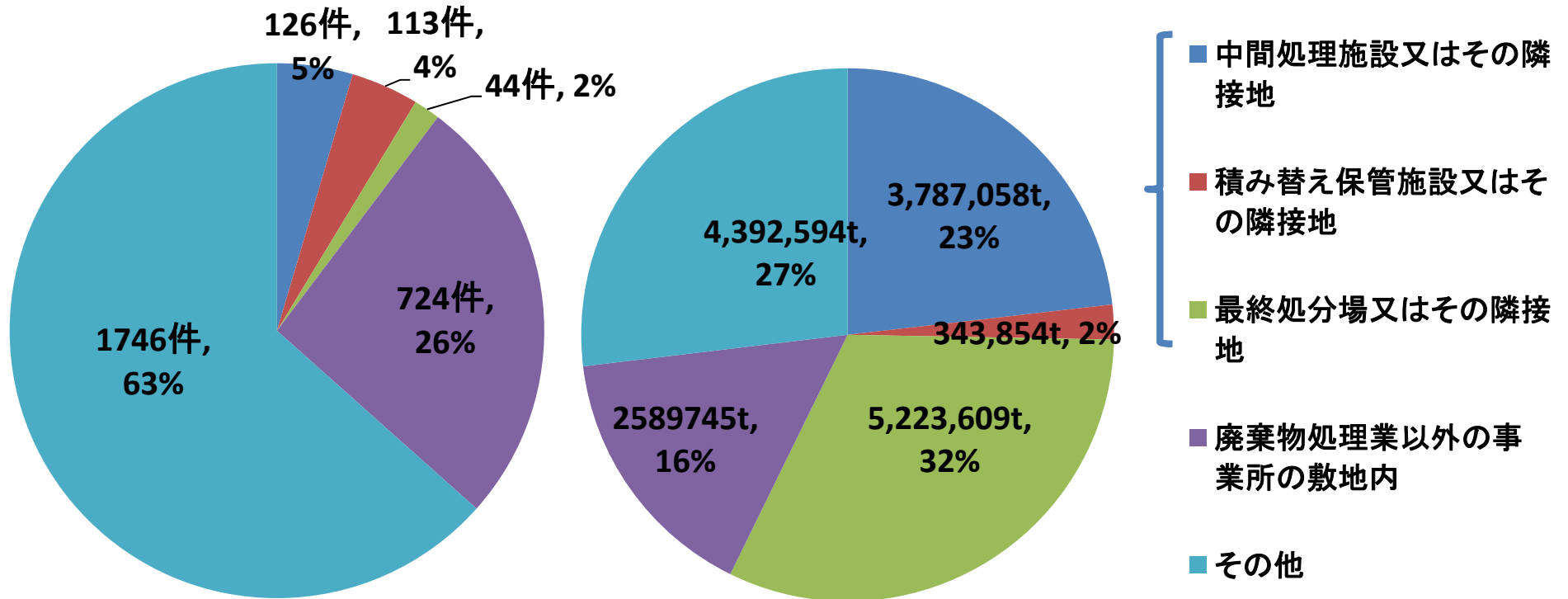
建設業 : 822件(約77%) 1,511,306 t(約87%)
 製造業 : 58件(約 5%) 87,303 t(約 5%)
 農林水産業 : 39件(約 4%) 56,635 t(約 3%)



視点2

不適正処理が行われた土地の区分（平成19年度末までの残存事案）

廃棄物処理施設又はその隣接地	: 283件、9,354,521 t
廃棄物処理施設以外の隣接地	: 724件、2,589,745 t
その他	: 1746件、4,392,594 t



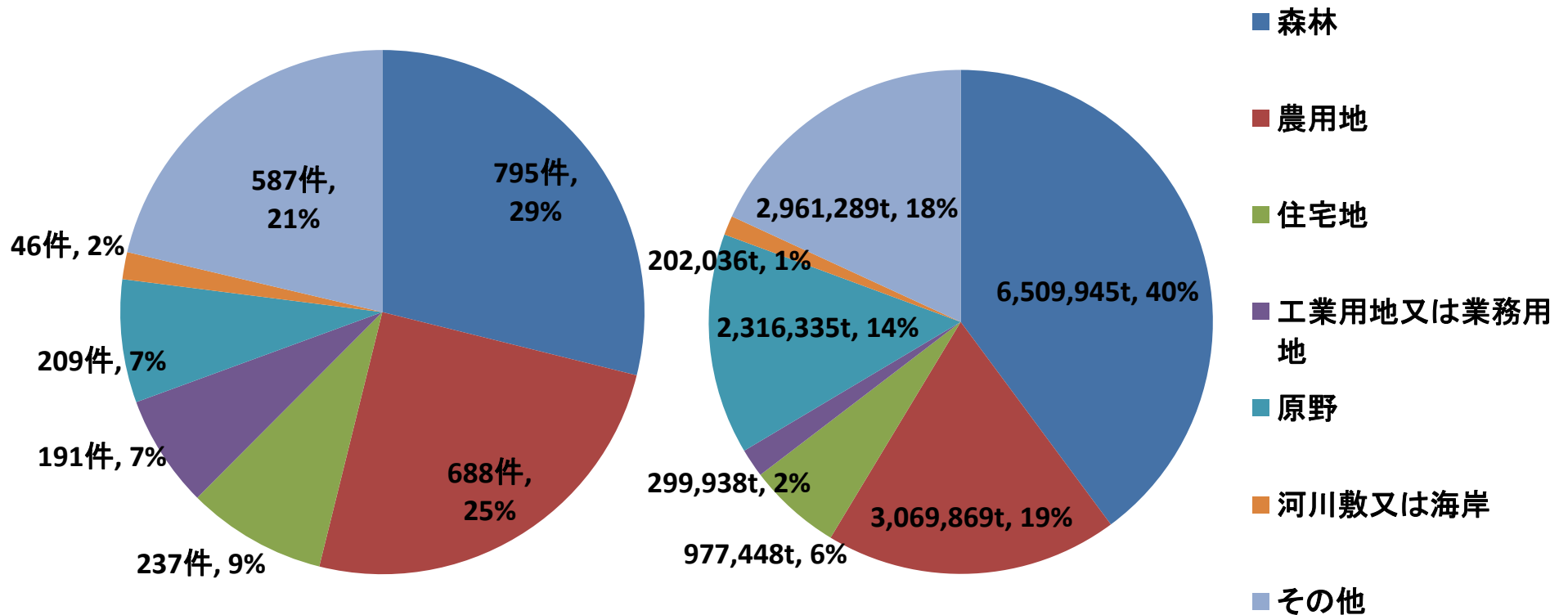
投案件数の内訳

投棄量の内訳

視点3

不適正処理が行われた場所周辺の土地の利用形態 (平成19年度末までの残存事案)

通常無人の土地(森林、農用地、原野、河川又は海岸)	1,738件、	12,098,185 t
通常有人の土地(住宅地、工業用地または業務用地)	428件、	1,277,386 t
その他	587件、	2,961,289 t



投案件数の内訳

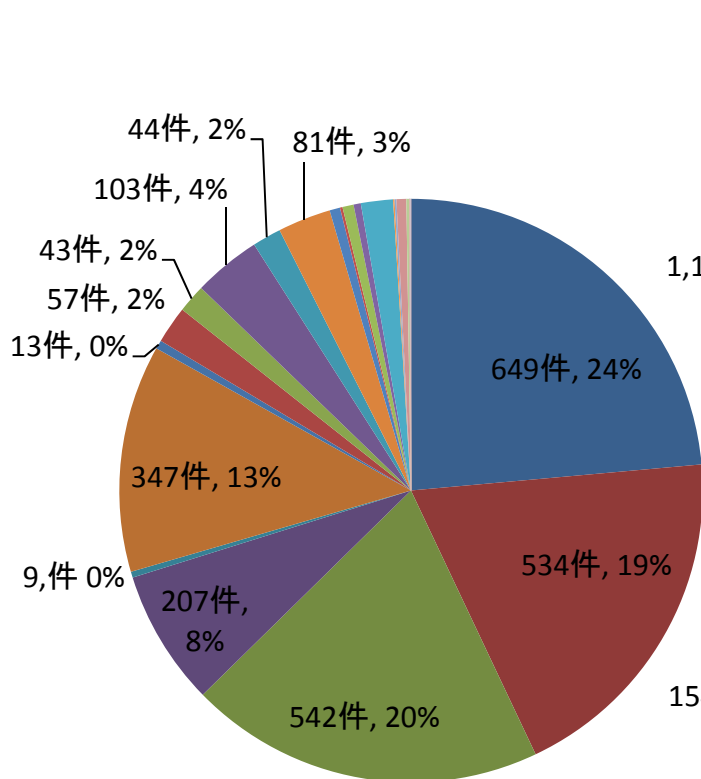
投棄量の内訳

視点4

代表的な廃棄物の種類

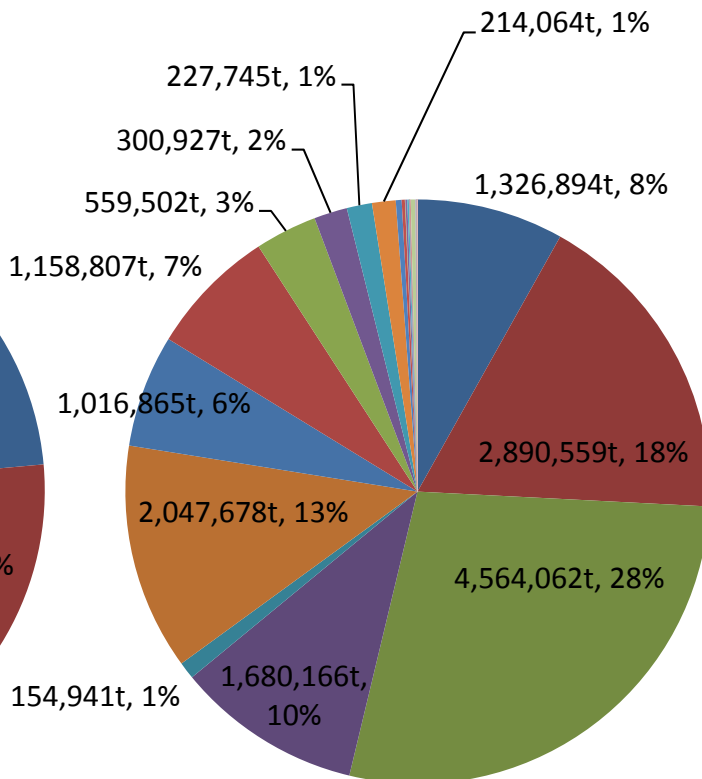
建設系廃棄物

平成19年度末までの残存事案



投案件数の内訳

建設系廃棄物
1,941件、10,616,622 t



投棄量の内訳

非建設系廃棄物
812件、5,720,237 t

- (建設系) 木くず
- (建設系) がれき
- 建設混合廃棄物
- (建設系) 廃プラスチック類
- (建設系) 汚泥
- 廃プラスチック類
- 廃油
- 汚泥
- 燃え殻
- 金属くず
- ガラス・陶磁器くず
- 木くず
- 鉱さい
- ゴムくず
- 動植物性残渣
- 動物のふん尿
- 繊維くず
- ばいじん
- 廃アルカリ
- 特管
- 産廃を処分するために処理したもの
- 不明
- 廃酸
- 獣畜・食鳥に係る固形状の不要物
- 紙くず
- 動物の死体

不法投棄の現場

排出事業者が行った事例



解体業者H社は、平成8年頃から他社の解体単価の7～8割の安価で解体を請け負い、解体に伴い発生した建設系廃棄物を自己所有地（自宅の敷地と親戚所有の近隣農地）で保管し、県からの再三にわたる指導を無視。

保管している廃棄物の撤去に応じないため、県は、平成18年7月に全量撤去を命じる措置命令を発出。

同月に県警が行為者を不法投棄で逮捕（平成19年5月に有罪確定。懲役刑2年・執行猶予3年、罰金刑100万円）

処理業者が行った事例

産業廃棄物収集運搬業（木くず、がれき類、汚泥、廃プラ等8品目）、処分業（木くず等の焼却、がれき類の破碎）の許可を取得し、産業廃棄物の処理を行っていたB社は、平成2年頃には、中間処理施設の敷地内に、約80,000 m³の建設系産業廃棄物を堆積させた。

市は、数十回にわたり行政指導を行ったが、B社は撤去指導に従うと主張しつつ、敷地内での堆積と並行し、隠蔽目的で隣接地に覆土しながら産業廃棄物をさらに埋め立てていた。

平成16年3月に不法投棄事案として発覚。平成17年に有罪が確定（法人：罰金刑1億円、実質的経営者：懲役刑3年8ヶ月、罰金1千万円）。



処理業者が行った事例



産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業等の許可を取得し、産業廃棄物の処理を行っていたE社は、平成8年頃から、処理しきれない廃油等を滞留させはじめた。

県は、頻繁に行政指導を行ったが、平成13年には廃油類が入ったドラム缶等が2000本を超える状況となった。

その後平成14年にE社取締役（行為者）が死亡し、E社も破産したため、大量の廃油等が放置されたまま現在に至っている。

産業廃棄物処理業者及び排出事業者が行った事例

産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業を取得して産業廃棄物の処理を行いながら、自ら解体業を行っていたG社は、平成元年頃から解体業から発生した自社廃棄物と処理業として受託した産業廃棄物を、平成11年頃から、中間処理施設敷地内に保管し、徐々に堆積させた。

県は改善命令を発したが、履行せず、許可が失効。平成18年夏には、堆積廃棄物から火災が発生し、現在も燻焼している。



無許可業者が行い、土地所有者が関与（ ）した事例

「関与」とは、単に行為者に土地や倉庫を貸与した場合なども広く含まれ、不法投棄に加担している場合に限定されない。

M産業は、平成16年頃から、借りた複数の倉庫に、硫酸ピッチ、スラッジ、廃タイヤ、建設系混合廃棄物、廃プラスチック類等の大量の産業廃棄物を搬入。廃タイヤ等の一部を売却して有価物と偽装し、硫酸ピッチやスラッジを、大量の廃タイヤ等で覆い隠蔽を図っていたが、平成17年に発覚、有罪確定（懲役刑4年10ヶ月、罰金刑500万円）。硫酸ピッチについては行政代執行により撤去。

倉庫所有者の一部は、廃棄物を搬入していたとは知らなかったと主張して、県も、行為者に加担した明確な事実の確認ができないため、倉庫所有者に措置命令を発出していない。



産業廃棄物処理の構造改革

産業廃棄物の構造的問題

廃棄物=不要なもの

無責任状態での経済原則

処理コスト負担の動機付けがない

安かろう悪かろうの処理

悪貨が良貨を駆逐
(優良業者が市場の中で優位に立
てない)

不法投棄など不適正処理の横行

産業廃棄物に対する
国民の不信感の増大

処理の破綻

環境負荷等の悪影響

PPP(汚染者負担原則) に基づくあるべき姿

廃棄物=不要なもの

自己責任が伴う中での経済原則

排出事業者が最後まで責任を持つ

確実かつ適正な処理

排出事業者が優良業者を選択
(悪質業者が市場から淘汰される)

安全・安心できる適正処理の実現

産業廃棄物に対する
国民の信頼の回復

循環型社会の構築

将来世代にわたる
健康で文化的な生活の確保

構造を転換

累次の廃棄物処理法改正
に基づく構造改革

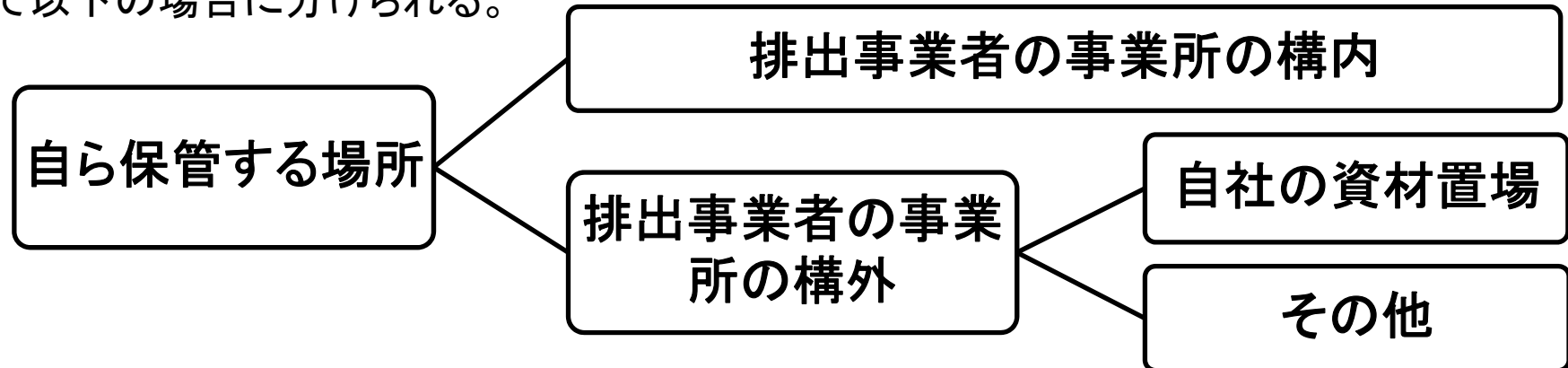
○排出事業者責任の徹底
・マニフェスト制度の強化
・原状回復命令の拡充

○不適正処理対策
・処理業者・施設の許可要件
の強化
・罰則強化
(懲役5年、罰金1億円)

○適正な処理施設の確保
・廃棄物処理施設設置手続きの
強化・透明化
・優良な施設整備の支援
・公共関与による補完
(廃棄物処理センター)

排出事業者が自ら保管を行う場合

排出事業者が、事業活動に伴い生じた廃棄物を自ら保管する場合は、大きく考えて以下の場合に分けられる。



排出事業者は、産業廃棄物処理基準、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境保全上支障のないように保管しなければならない。

■ 保管場所

- ① 周囲に囲いが設けられていること、
- ② 見やすい箇所に、産業廃棄物保管場所であること・保管する産業廃棄物の種類・管理者の氏名と連絡先などを表示した縦横60センチ以上の掲示板を設けること

■ 飛散流出等の防止措置

- ① 汚水が生じるおそれがある場合、排水溝等の設備を設け、底面を不浸透性の材料で覆うこと
- ② 屋外で容器を用いず保管する場合、一定の高さを超えないようにすること

■ 衛生管理

ねずみ・蚊・はえ等の害虫が発生しないようにすること

■ 収集運搬・処分に伴い保管する場合、数量制限

収集運搬に伴う保管: 1日当たりの平均的搬出量の7日分の数量を超えないこと

処分に伴う保管: 処理施設の1日当たりの処理能力の14分の数量を超えないこと